

一、全國工場鑛山等に亘りて系統的に勞働事情に關する實地調査を行ひ、以て施設計畫の基礎標準とすること。

一、資本家事業主に對して適切なる施設の實行を奨勵し、勞資協調の目的を達すべき各種組織の成立を援助すること。

一、勞務者の爲め自ら實業補習學校を經營するの外各地に之が設立普及を圖り、短期講習會を開き、又勞務者の購讀に適切なる雜誌を刊行すること。

一、會館、セトルメント、寄宿舎其他勞務者の放養に資すべき社會事業を順次に實行して大に積極的施設を試みること。

一、關係官廳、地方公共團體、資本家及び勞務者の

團體等は勿論、廣く社會の各方面に近接して協議研究の機會を作ると共に本會を諒解利用せしむるに努むること。

一、協調主義の宣傳に一層力を用ひ、講演、講話、小冊子の刊行、活動寫眞の利用其他適切なる手段を講ずること。

第二項 實踐運動への進出

「協調會宣言」が協調主義の眞義を社會に聲明せるに於てあるとすれば、「事業要綱」はこの主義精神に基き本會が當面をすべき事業を規定せるものに他ならぬ。斯かる原則に基いて、本會の爲すべき根本問題は、勞働者との接近のための努力であつた。それによつて、新勞務理